

Ⅲ 個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第18条第1項で自己情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、開示すると請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになると認められる場合など第20条第2項の不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても事実の認定によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができますが、この条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから決定を行わなければならないという特別の手続を定めています。審査会は、「附属機関の設置に関する条例」によって設置された知事の附属機関で、次の5人の委員で構成されています。知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて直接審査会に諮問することになっています。

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

平成23年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
岩田 恭子	弁護士	
常岡 孝好	学習院大学教授	会長職務代理者
森田 明	弁護士	
矢口 俊昭	神奈川大学大学院教授	会長
堀越 由紀子	東洋英和女学院大学准教授	

任期：平成22年10月1日～平成24年9月30日

諮問を受けた審査会は、第20条第2項各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている個人情報のもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会は、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されているものであり、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

平成22年度中に、審査会は10回開催され、前年度からの継続案件の審議をし、16件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催年月日及び開催場所	審議内容
第196回	平成22年4月15日(木) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第134号ほか6件について審議を行った。
第197回	平成22年6月2日(水) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第134号ほか6件について審議を行った。 ・諮問第140号及び第145号について審議を行った。
第198回	平成22年6月29日(火) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第134号ほか6件について審議を行った。 ・諮問第140号及び第145号について審議を行った。
第199回	平成22年7月22日(木) 日本大通7ビル	・諮問第140号及び第145号について審議を行った。 ・諮問第142号及び第149号について審議を行った。
第200回	平成22年8月16日(月) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第142号及び第149号について審議を行った。 ・諮問第143号及び第144号について審議を行った。
第201回	平成22年9月13日(月) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第142号及び第149号について審議を行った。 ・諮問第143号及び第144号について審議を行った。
第202回	平成22年10月28日(木) 神奈川県庁新庁舎	・会長の選出、会長職務代理者の指名 ・諮問第150号について審議を行った。
第203回	平成22年12月2日(木) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第150号について審議を行った。 ・諮問第146号及び第147号について審議を行った。
第204回	平成23年1月19日(水) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第146号及び第147号について審議を行った。 ・諮問第150号について審議を行った。
第205回	平成23年2月15日(火) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第146号及び第147号について審議を行った。 ・諮問第151号について審議を行った。